⑬　再 算 定 業 務

作業の種類	現地踏査	単位	1権利者	作業条件	

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費																材料費等					機械経費				
		編成（A）					所要日数（B）					歩掛り　（（C）＝(A)×（B)）															
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	計	品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考
現地踏査	外		1.0	1.0				0.13	0.13				0.13	0.13			0.26										
																							その他				
外業													0.13	0.13			0.26										
内業																											
計													0.13	0.13			0.26										

注　再調査を伴う場合にのみ計上するものとする。

作業の種類	営業（再調査・再算定）	単位	１事業所（企業）	作業条件	

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費																材料費等					機械経費				
		編成（A）					所要日数（B）					歩掛り　（（C）＝(A)×（B)）															
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	計	品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考
調査	外		1.0	1.0	1.0			0.16	0.32	0.16			0.16	0.32	0.16		0.64										
図面作成等	内		1.0	1.0	1.0			0.94	0.95	3.44			0.94	0.95	3.44		5.33										
算定等	内		1.0	1.0		1.0		0.60	1.61		0.45		0.60	1.61		0.45	2.66						その他				
外業													0.16	0.32	0.16		0.64										
内業													1.54	2.56	3.44	0.45	7.99										
計													1.70	2.88	3.60	0.45	8.63										

注１　営業内容の難易度により、営業その他調査「営業の調査・算定」の注２の補正を行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して、当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本歩掛により難い場合には、営業その他調査「営業の調査・算定」によることができるものとする。

注２　再調査及び再算定の対象となる会計年度が２カ年以上の場合は、調査外業を110パーセントに補正するものとする。

作業の種類	仮営業所設置プレハブリース（再調査・再算定）	単位	１事業所（企業）	作業条件	

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費																材料費等					機械経費				
		編成（A）					所要日数（B）					歩掛り　（（C）＝（A）×（B））															
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	計	品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考
調査	外			1.0	1.0				0.11	0.11				0.11	0.11		0.22										
算定	内		1.0	1.0				0.06	0.56				0.06	0.56			0.62										
																							その他				
外業														0.11	0.11		0.22										
内業													0.06	0.56			0.62										
計													0.06	0.67	0.11		0.84										

注　当初調査時点と比較して、仮営業所の想定される設置場所又は設置方法を変更する必要が生じる等、本歩掛によりがたい場合には、営業その他調査「仮営業所設置工事費用の調査・算定（プレハブリース）」によることができるものとする。

作業の種類	仮営業所設置賃貸物件（再調査・再算定）	単位	１事業所（企業）	作業条件	

作業内容	内外業別	直接人件費及び労務費																材料費等					機械経費				
		編成（A）					所要日数（B）					歩掛り　（（C）＝（A）×（B））															
		主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	主任技師	技師A	技師B	技師C	技師D	計	品名	規格	単位	数量	備考	機械名	規格	単位	数量	備考
調査	外			1.0	1.0				0.16	0.16				0.16	0.16		0.32										
算定	内		1.0	1.0				0.06	0.31				0.06	0.31			0.37										
																							その他				
外業														0.16	0.16		0.32										
内業													0.06	0.31			0.37										
計													0.06	0.47	0.16		0.69										

注　当初調査時点と比較して、仮営業所の想定される設置場所又は設置方法を変更する必要が生じる等、本歩掛によりがたい場合には、営業その他調査「仮営業所設置工事費用の調査・算定（賃貸物件）」によることができるものとする。

（別　紙）

再算定業務とは、当該年度以前に調査及び算定を行ったものについて、改めて補償額の算定を行うことをいい、調査及び算定時点から一定期間経過しているため再調査を行う必要があるもの又は権利者より再調査の申出があり、やむを得ないものと認めたものを含むものとする。

再算定業務に要する経費の積算は、次の事項に留意して行うものとする。

（１）再算定業務（再調査不要）

再算定業務（再調査不要）は、原則として、補償額の算定方法の変更を行うことなく（ただし、補償基準書、運用方針、調査算定要領等の改正に伴って補償額の算定方法等に変更が生じたときは、これらの変更を含む）当該年度の単価に修正して補償額の再算定を行うものとし、これに要する直接人件費の積算は、各業務区分の歩掛のうち、「内業(算定)」により行うものとする。

ただし、見積徴収（部材等の見積を除く）により再算定を行う場合は、歩掛「建物の見積」、「機械設備の見積」、「生産設備の見積」及び「附帯工作物の見積（独立工作物）」 の「外業（調査）」と「内業（図面等・算定）」により行うものとする。

なお、営業補償の再算定業務については、原則として「（２）再調査業務」の(ｆ)及び(ｇ)により行うものとする。

（２）再調査業務

再調査業務に要する人件費の積算は、次によって行うものとし、特段の規定がない場合の再算定に関する考え方は「（１）再算定業務（再調査不要）」の規定によるものとする。

（ａ）建物等が新築されたときは、当該建物等についてのみ新たな調査を行うものとし、第６章の建物等の調査の歩掛表を適用する。

（ｂ）建物の改修若しくは補修が行われている場合又は補償基準書、運用方針、調査算定要領等の改正に伴い建物等の一部を再調査する必要がある場合は、第６章の建物等の調査 歩掛のうち調査外業及び調査内容（図面作成等）を50パーセントに補正するものとする。

（ｃ）建物の一部増築が行われている場合は、第６章の建物等の調査歩掛のうち、内業（図面等）を50パーセントに補正するものとし、規模欄の面積は、一部増築が行われた部分を含む建物全体の面積とする。

なお、調査外業の規模欄の面積は、増築部分のみの面積によるものとする。

（ｄ）建物の改修又は補修が行われ、かつ、一部増築が行われている場合は、（ｂ）及び（ｃ）により求めた直接人件費のいずれか高い方法によって積算するものとする。

（ｅ）機械設備又は生産設備（附帯工作物を含む。）の一部が新設又は新たな設備に設置替えされたときは、新設又は設置替えの規模等（再調査の対象となる面積）は、新築又は設置替えを行った面積とする。

（ｆ）営業補償（仮営業所の設置工事費用を除く）の対象となる事業所（企業）の会計年度が異なる場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、認定収益額等の補償対象金額を修正して補償額を算定することをいう）を行うものとする。

また、営業の内容等の難易度によって営業の調査・算定における注２の補正を行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して当該事業所（企業）の業務内容が大幅に変化する等、本歩掛によりがたい場合には、営業の調査・算定の歩掛によることができるものとする。

なお、再調査及び再算定の対象となる会計年度が２カ年以上の場合は、外業を110パーセントに補正するものとする。

（ｇ）営業補償（仮営業所の設置工事費用）の算定の基礎となる仮営業所設置場所の賃料及び一時金の水準等が変動した場合は、再調査及び再算定（当初調査の成果を参考にして再調査を実施し、当該年度の価格に修正して補償額を算定することをいう）を行うものとする。

ただし、当初調査時点と比較して仮営業所の想像される設置場所等又は設置方法等を変更する必要が生じる等、本歩掛によりがたい場合には、仮営業所設置工事費用の調査・算定の歩掛によることができるものとする。